

第7期第28回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年10月25日(水) 午後2時00分から午後2時20分

2. 開催場所 穂別町民センター 第1会議室

3. 出席委員 ○(25名)

4. 欠席委員 △(2名)

1番	小岸 元気	○	10番	田代 英孝	○	19番	佐田 正彦	○
2番	中田 賢大	○	11番	小笠原 正実	○	20番	森山 幸治	○
3番	辻 勉	○	12番	清瀬 利一	○	21番	伊藤 正人	○
4番	山本 好一	○	13番	毛利 武	○	22番	貞廣 賢治	○
5番	清野 薫	○	14番	鈴木 秀子	○	23番	平島 道弘	○
6番	梅藤 勝	△	15番	林 利輝	○	24番	青木 茂美	○
7番	山谷 和彦	○	16番	藤岡 健人	○	25番	藤江 政利	○
8番	宇南山 浩利	○	17番	石崎 代里子	△	26番	佐々木 保成	○
9番	永田 寿明	○	18番	中澤 浩	○	27番	中島 勝美	○

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件

第4 報告第2号 地区委員会の結果に関する件

第5 報告第3号 農地法第4条の規定による意見聴取の結果に関する件

第6 報告第4号 農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件

第7 報告第5号 農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査及び農林水産省農村振興局が作成した調査要領に基づく荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の結果に関する件

第8 議案第1号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件

第9 議案第2号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の決定に関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 東 和博、主査 長谷山 美香

穂別支局－支局長 宮村 敦嗣、主任 伊藤 貴大

7. 会議の概要

事務局長	<p>総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。</p> <p>【会長挨拶】</p>
議長	<p>それでは、総会に入ります。本日の出席委員は25名です。欠席は、6番・梅藤委員、17番・石崎委員、の2名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第7期第28回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。それでは、議事日程に従い進めてまいります。</p> <p>日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、4番・山本好一委員、5番・清野薫委員の両名を指名したいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>それでは、両名に決定をいたしました。</p> <p>日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告5件、議案2件の合わせて7件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。</p> <p>続いて、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりですので、御了承願います。</p> <p>それでは、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主査	<p>報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件について、ご報告申し上げます。</p> <p>議案書2ページをお開き願います。</p> <p>2ページに合意解約の通知を受理した内容を掲載してございます。</p> <p>全部で6件・11筆・86,604㎡となっています。</p> <p>1番については、入鹿別川改修工事に係る土地の収用のため解約に至ったものです。</p> <p>2番から4番、6番については農地保有合理化事業に先立ち、解約に至ったものです。</p> <p>5番については、借主の経営規模縮小により解約に至ったものです。</p> <p>以上で報告第1号の説明を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第1号について、質疑はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、報告第1号は原案どおり承認することに決定いたします。</p>

主 査 この申し出に基づき、町は集積計画を作成しております。
計画の内容につきましては、議案第1号にてご説明申し上げます。
以上で報告第4号の説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。
報告第4号について、質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、報告第4号は原案どおり承認することに決定いたします。
続いて、日程第7 報告第5号「農地法第30条第1項の規定による農地の
利用状況調査及び農林水産省農村振興局が作成した調査要領に基づく荒廃農地
の発生・解消状況に関する調査の結果に関する件」を議題といたします。事務
局の説明を求めます。

事 務 局 長 報告第5号「農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査及び農
林水産省農村振興局が作成した調査要領に基づく荒廃農地の発生・解消状況に
関する調査の結果に関する件」について、ご報告申し上げます。
12ページ、13ページをご覧ください。
本年8月25日に実施しました、農地パトロールで、農地の利用状況調査及
び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の結果となりますが、本年度の調査
においては、12ページのNo.1番から13ページのNo.27までの27件、38
筆、面積として、45,668.49㎡が現状の状況において、原野化・雑種地
化・山林化しており、農地として再生を目指さない土地とし、再生利用が困難
な農地として判断されましたので、ご報告いたします。
なお、農地法の運用についての規定に基づき、利用状況調査の結果、再生利
用が困難と見込まれる農地と判定された場合は、原則として当該調査を行った
年内において、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断を行わなけ
ればならないこととされております。
つきましては、このあとの議案第2号にて、ご審議いただくこととなります
ことを申し添え、報告といたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。
報告第5号について、質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、報告第5号は原案どおり承認することに決定いたします。
続いて、日程第8 議案第1号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項
の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件」を議題といたします。
なお、本案件中、XXXXXXXXXXが被設定人となっており、議事参与がで
きませんが、質問などを行わないことを条件に、退席しないで、このまま審議
を続けることとしてよろしいかお諮りいたします。
ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議がないようですので、このまま審議に入ります。
事務局の説明を求めます。

主査 議案第1号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画(案)の決定に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書15ページから、利用権設定3件です。

1番につきましては、8月総会にて、北海道農業公社が買い入れた農地に
ついて、一時貸し付けを行うため、利用権を設定するものです。

続きまして、農地中間管理事業による利用権設定です。

1番、2番につきましては、XXXXXXXXXXの農地をXXXXXXXXXXが中間管理機構か
ら賃貸を受け耕作するものです。

中間管理機構の借入、貸付を市町村の公告による農用地利用集積計画を用い
て行う集積計画一括方式での利用権設定となります。

以上、利用権設定1件3筆、農地中間管理事業による利用権設定2件22筆
ですが、この計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にあ
る全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。

図面につきましては、16ページと18ページに添付しておりますのでご確
認願います。

以上で議案第1号の説明を終わります。よろしくご審議・ご決定くださいま
すようお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、議案第1号は、原案どおり決定することにご異議ありませ
んか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第1号は、原案どおり決定いたします。
続いて、日程第9 議案第2号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当
しない旨の決定に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第2号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の決定に関
する件」について、ご説明を申し上げます。

議案書12ページをお開き願います。

20ページのNo.1番から21ページNo.27番までの合計27件・38筆、
45,668.49㎡を、報告第5号において、ご説明いたしましたとおり、
再生利用が困難な農地と判定するものです。

対象地の所有者等の詳細については、事前に議案書を配布しておりますこと
から、対象地の読み上げはいたしません、「利用状況等調査日」・「再生利

事務局 長	<p>用が困難な農地把握年月日」については、いずれも本年農地パトロールを実施した、令和5年8月25日で、対象地の現況の状況につきましても、原野化・雑種地化・山林化など、農地に該当しない状況となっております。</p> <p>以上のことから、27件・38筆、45,668.49㎡を、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の決定について審議を求めるものであり承認後は、対象所有者に対し非農地通知を行い、関係機関に対しましても非農地通知一覧表の送付をし、通知いたします。</p> <p>なお、22ページから31ページまで、対象地の図面を添付しておりますので、ご確認の上、ご審議、ご決定くださいますよう、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。</p> <p>説明に対する質疑はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第2号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議がないようですので、議案第2号は、原案どおり決定いたします。</p> <p>以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、ここで閉会といたします。</p>